

令和4年9月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

令和4年9月27日 火曜日 (午前10時開会)

出席議員 (13人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	(欠員)	
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	堀田	一徳
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	馬 場 直 英
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企画財政課長	佐々木 健太郎
税 務 課 長	小中尾 寿 隆
健康推進課長	太 川 一 輝
長寿支援課長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住民福祉課長	中 原 敬 介
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	福 田 多 肥
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水 道 課 長	川 内 和 哉
教 育 次 長	荒 木 俊 行
行 政 係 長	井 原 和

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町政運営の所信
- 第 5 議案第 37 号 令和 4 年度川棚町一般会計補正予算（第 3 回）
- 第 6 議案第 38 号 令和 4 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 1 回）
- 第 7 議案第 39 号 令和 4 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 回）
- 第 8 議案第 40 号 令和 4 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算
（第 1 回）
- 第 9 議案第 41 号 令和 4 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算
（第 2 回）
- 第 10 議案第 42 号 令和 4 年度川棚町下水道事業会計補正予算（第 1 回）
- 第 11 請願第 1 号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」提出
についての請願

(1 0 : 0 0)

議 _____ 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、令和4年9月川棚町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第1 会議録署名議員の指名

議 _____ 長 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、高以良壽人議員及び炭谷猛議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 _____ 長 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日から10月19日までの23日間にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から10月19日までの23日間と決定をいたしました。

(1 0 : 0 1)

議 _____ 長 なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

日程第3 諸般の報告

議 _____ 長 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

諸報告の前に、コロナウイルス感染拡大状況も第7波となり、本町においても感染者の急増が続き大変心配をしているところです。

町民皆様をはじめ、議場におられます方々もこれまで以上に感染防止に努め、ご留意いただきながら毎日をお過ごし下さいますよう改めてお願いをいたします。

また、9月6日に告示されました町長選挙におきまして、波戸勇則氏が見事当選をされ、新しい川棚町長に就任されました。誠にめでたうございます。議会を代表しお祝いを申し上げます。

行政と議会は是々非々を基本とし、車の両輪となって本町発展のために努力することが責務であります。どうぞ今後ともよろしくお願いをいたします。それでは諸報告に移ります。

去る、6月23、24日小値賀町において、令和4年度第1回県町村議会議長会臨時総会が開催をされ、会務報告及び令和3年度歳入歳出決算が承認された後、今後の事務局体制の在り方について協議をし、閉会をしております。

次に、7月4日に令和4年度県町村議会議員研修会が長崎市で行われ「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き」、また「長崎県の現状と将来に向けた提言」という2つのテーマで講演を受けております。

次に、7月29日川棚町議会臨時会が開催され、令和4年度一般会計補正予算（第2回）ほか工事請負契約の締結等議案審査を行い、いずれも可決しております。また、同日第53回東彼杵郡森林組合通常総代会も開催をされております。

次に、8月1日、2年ぶりに大村湾沿岸議員連盟の令和4年度総会が大村市で開催をされ、令和3年度事業報告及び収支決算報告、また令和4年度事業計画案及び収支予算案を審査した後、大村湾に関する研修会が開催をされました。

次に、8月3日に郡内正・副議長会議が東彼杵町で開催をされ、郡議長会行政調査及び郡内議員研修会等について協議を行っております。

次に、翌8月4日、令和4年度第26回大村東彼地域基幹農道建設促進期成会総会が本町役場で開催をされ、令和3年度事業経過報告・収支決算報告、令和4年度事業計画案・収支予算案の審査を行い、いずれも可決をして

おります。また、事業の進捗状況や今年度の工事概要について説明を受けた後、現地視察を行いました。

次に、8月24日長崎市において令和4年第2回長崎県後期高齢者医療広域連合議会の定例会が開催をされ、令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定、条例の一部改正と2名の一般質問が行われて閉会をしております。

次に、9月2日川棚町議会臨時会が開催をされ、副議長の選挙ほか工事請負契約の締結等議案審議を行い、新副議長の就任及び議案の可決をしております。

次に、9月11日佐世保市において「水を大切にする日2022」石木ダム建設促進大会が地元選出国會議員及び県議會議員等の来賓のもとで開催され、水事情に関する講演や水事情への想いの意見発表、そして建設推進の大会宣言が行われました。

次に、9月23日西九州新幹線新大村駅開業記念式典・出発式が執り行われ出席をいたしました。九州新幹線長崎ルートの部分開業ではありますが、今後の長崎県に対する社会的、経済的効果と一日も早い全線開業を願っているところです。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布をいたしております「議長諸報告」が6月定例会以降、私が主に出席した会議等であります。

その他、お手元に配布しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が、6月、7月、8月実施分が監査委員から提出をされておりますので、後ほどご一読を願います。

また、県町村議會議長会主催の「県下議員研修会」の報告書も配布をしております。以上で、私からの報告を終わります。

日程第4 町政運営の所信

議 長 次に、日程第4「町政運営の所信」を行います。

町長から町政運営の所信の申出がありましたので、これを許可いたします。町長。

町 長 皆様、おはようございます。本日ここに、川棚町議会9月定

例会を招集しましたところ、議員皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜わり、定刻開会いただき誠にありがとうございます。

去る、9月11日に執行されました任期満了に伴う川棚町長選挙において、多くの住民の皆様からの温かいご支援とご支持を賜り、当選させていただきました。

これからの町行政のかじ取りを任せていただきましたこと、その責任の重大さに身が引き締まる思いでございます。

近年の社会を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻などにより、非常に厳しく複雑化・多様化しており、日本国内の経済活動や住民生活も大きな影響を受け、先が読めない厳しい状況であります。

本町におきましても例外ではなく、燃油や物価の高騰などに起因する諸問題や、これから解決していかなければならない多くの課題がございますが、住民皆様の声を聴き、日ごろから地域の方々と接する機会の多い職員の声も大切に、「若さと笑顔あふれる町かわたな」の実現を目指して、誠心誠意まい進してまいります。どうか議員の皆様方におかれましても、ご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

これから行政運営を預かるものとして、所信の一端を述べさせていただきます。

子育て世代の方に対しましては、川棚町の未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、出産祝い金の対象者拡大や給食費の無償化など、保護者の子育てにかかる負担を軽減できるような子育て支援の充実に取り組んでまいります。

高齢者や支援が必要な方々につきましては、これまで取り組んできた様々な施策を踏襲しながら、その内容を精査し、さらなる充実を図ってまいります。また、高齢者の方のお出かけ応援として、自治会バスや乗り合いバスなど交通サービスの運営について、実現に向けた取組を進めます。

産業振興につきましては、商工業や農林水産業の発展は本町にとっては欠かせないものと考えております。商工会や関係者の方々と連携を図りながら、行政として何ができるのか、積極的に意見交換を行い、取り組んでまいります。また、ふるさと納税返礼品の新規商品や新規事業者に協力していた

だくことにより、返礼品の充実を図り、町内産業の活性化とともに、本町のPRにつなげる取組を行います。

地域の防災につきましては、近年は、私たちの予想を超えた災害が各地で発生しております。現在活動されている消防団員の方や地域の方々のご意見を伺い、消防団員の活動充実を目指すとともに、地域の自主防災組織による活動や防災・防犯の取組を協力し合いながら進めてまいります。

町長報酬の20パーセントカットにつきましては、条例改正の準備ができ次第、12月議会に提案させていただきたいと考えております。その財源の一部を情報発信力強化のために充てたいと考えております。

石木ダム建設については、議員の頃から治水対策の一つとして推進の立場であっております。大石知事は、就任後、推進の方々をはじめ、反対しておられる住民の方々との話し合いも行っておられます。協力して移転していただいた皆様、反対しておられる皆様も川棚町の住民でございます。住民誰もが早期解決を望んでおられます。知事との話し合いで解決できるよう、川棚町としても取り組んでまいります。

SNSを利用した発信力の強化については、自由な発想で地域の中から発信してもらうことなどを目的に、今後、住民の中から公募するなどの方法で、専門の担当者を設け、役場の担当者と連携を図りながら、さらなる情報の発信につなげる取組を行います。

川棚町の素晴らしい人や自然、文化、歴史を守り未来へつなげていくため、住民一人一人の声にいつでも耳を傾け、行政の課題を早期発見し、川棚町が郡内で一番と言われる活力あるまちづくり、若い世代が活躍できるまちづくりを目指し、福祉の向上、生活の向上を図ってまいります。今後、公約しましたことの実現に向けた町政運営に全力で取り組んでまいります。

このほかにも、お寄せいただいた住民皆様のご意見・ご要望等にもできることから一つ一つ応えてまいりたいと考えております。

謙虚さを忘れず、誠実に、飾らず、恐れず、やるしかないの心境で職務を遂行してまいります。

議会側と行政側、今回の選挙戦で立場は変わりましたが、川棚町を良くしたい、川棚町のために、との思いは同じであると信じておりますので、今後とも議会、行政が両輪となって本町のために共に働いてまいりましょう。

以上、所信の一端を申し上げ、今後の行政運営に対して議員皆様方のご理解とご協力を重ねて申し上げ、所信とさせていただきます。

議 長 これで、町政運営の所信を終わります。

(1 0 : 1 4)

日程第 5 議案第 3 7 号

議 長 次に、日程第 5、議案第 3 7 号「令和 4 年度川棚町一般会計補正予算（第 3 回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 3 7 号「令和 4 年度川棚町一般会計補正予算（第 3 回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3, 4 6 6 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 7 1 億 2, 6 1 3 万 3, 0 0 0 円にしようとするものであります。併せて、地方債の補正を行うものであります。

今回の補正の主なものといたしましては、歳入においては、地方交付税の決定による増額、基金繰入金の減額、令和 3 年度決算確定に伴う前年度繰越金の増額が主なものであります。

また、歳出においては、障害者福祉や児童福祉に係る令和 3 年度国・県補助金確定に伴う返納金の増額、新型コロナウイルスオミクロン株対応の集団ワクチン接種事業の実施に伴う増額が主なものであり、そのほか当初予算編成後の事情変更等に対応するため、必要な事業費について計上したものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。では、私の方から詳細について説明させていただきます。お手元の資料、事項別明細書の歳出から説明いたします。23、24 ページをお開きください。

なお、今回の補正におきましては、人事異動による職員配置の変動及び時

間外勤務の実績により、2節給料、3節職員手当等、4節共済費において、全編を通じて増減の補正を行っております。説明に際しましては、「人件費の補正」という表現で簡略にご説明いたしますので、あらかじめご理解をお願いいたします。

では、1款議会費であります。1項1目議会費につきましては、4節で共済費負担金に不足が生じ、増額補正をするものです。次のページをお願いいたします。

2款総務費であります。1項1目一般管理費につきましては、人件費の補正として2節から4節を減額するものです。

2目庁舎管理費につきましては、全国的な電気料金高騰の影響に伴い、当初予算計上額から不足が生じるため、所要額として10節需用費を増額するものです。

8目情報システム管理費につきましては、全国の自治体は2025年度までに基幹業務システムを国が策定する標準仕様に準拠したシステムに移行するよう求められており、それに伴い基幹システムの文字フォントを国が示した標準フォントに移行するための業務委託に要する経費として増額するものです。なお、財源につきましては、国庫補助金としてデジタル基盤改革支援補助金により全額手当てされるものです。

20目新型コロナウイルス感染症等対策基金費につきましては、新型コロナウイルス感染症等対策基金に利子が生じたことから、財源の更正を行うものです。

2項1目税務総務費につきましては、人件費の補正として増額するものです。

2目賦課徴収費につきましては、来年度の軽自動車税の納税通知書発送に向け、口座振替登録者の一覧表を出力するためのシステム改修に対応するものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、3節及び4節は人件費の補正となっております。7節から12節につきましては、7月臨時議会の際に承認いただきましたマイナンバーカードの新規取得を促進するため、新規取得者に対しプレミアム付商品券を配布する事業について、プレミアム付商品券の有効期間が11月末までとされていることから、プリペイドカードへ

変更し、3月申請分までを受付することといたします。これに伴い、商品券印刷代として需用費と商工会への委託料、これを減額いたしまして、プリペイドカード配布費として報償費を増額するものであります。

2目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、同様に7月臨時議会においてご承認いただきましたマイナンバーカードを既に取得されている方のオンライン申請の意識醸成を図るため、役場にお越しいただきマイナンバーカードにより本人認証をいただいた方にプレミアム付商品券を交付する事業を予定しておりましたが、手法を見直し、LINEアプリを活用し、自宅等からオンラインにより本人認証をいただいた方へプリペイドカードを配布する経費として、商品券印刷代として需用費と商工会への委託料、これを減額いたしまして、プリペイドカード配布費として報償費と送料としての役務費、LINEアプリ機能としての使用料をそれぞれ増額するものです。27、28ページをお開きください。

4項1目選挙管理委員会費につきましては、人件費の補正となります。29、30ページをお開きください。

3款民生費について説明いたします。1項1目社会福祉総務費の説明欄、社会福祉総務費につきましては、人件費の補正として2節給料を343万7,000円、3節職員手当等を125万2,000円、4節共済費を70万4,000円それぞれ減額し、22節償還金として、障害者自立支援給付費などに係る前年度国・県負担金の確定に伴う返納金1,089万8,000円を増額するものです。

議 長 課長、長くなるようであれば着座で結構です。

企画財政課長 はい。でしたら、着座で説明させていただきます。

同目説明欄の地域支え合い事業費につきましては、地域見守りネットワーク整備事業における調査、登録等に従事する会計年度任用職員の人件費に関して、実際の配置に伴い1節報酬を20万2,000円、3節職員手当等を8,000円、4節共済費を4万1,000円、通勤手当として8節旅費を5万2,000円それぞれ増額するものです。

同目説明欄の介護保険事業費につきましては、人件費の補正として、2節給料を335万円、3節職員手当等を211万8,000円、4節共済費を96万3,000円それぞれ増額し、27節繰出金として介護保険特別会計

の補正に伴い、繰出金を150万2,000円増額するものです。

5目国民年金事務費につきましては、人件費の補正となります。

2項1目児童福祉総務費の説明欄、児童福祉総務費につきましては、3節及び4節の人件費の補正となり、22節は子ども・子育て支援交付金などの前年度国・県補助金の確定に伴う返納金1,551万円を増額するものです。

同目説明欄の子ども・子育て支援事業費につきましては、保育士等処遇改善臨時特例事業について、交付対象事業費の変更に伴い18節を増額するものです。31、32ページをお願いいたします。

4款衛生費を説明いたします。1項1目保健衛生総務費の説明欄、保健衛生総務費につきましては、人件費の補正であります。

同目説明欄、母子保健事業費につきましては、会計年度任用職員の期末手当の不足が生じたため、3節職員手当等を4万9,000円増額し、1歳、1歳半、3歳児健診に従事する医師を長崎県が運用する乳幼児健診等医師派遣事業により確保したことに伴い、報償費と旅費を減額し、委託料と使用料を増額するものであります。

同目説明欄、国民健康保険事業費につきましては、人件費の補正であります。

2目予防費、説明欄の予防接種事業費につきましては、22節で前年度国補助金の確定に伴う返納金53万7,000円を計上するものです。

次の新型コロナウイルス感染症対策予防接種事業費につきましては、新型コロナウイルスオミクロン株対応の集団ワクチン接種に係る医師・看護師などの出務報酬や事務費の増額、予約管理システム使用料、接種会場となる公会堂の客席撤去や設置工事費等を計上するものであります。また、22節で過年度の国補助金の確定に伴う返納金として、111万7,000円を計上するものであります。

3目健康増進費の説明欄、健康教育費につきましては、22節で前年度県補助金の確定に伴う返納金11万6,000円を計上するもので、次の健康診査費につきましては、総合健診の予約受付業務に関する通信費として11節に6万円、健診の予約変更等の受付業務を外部委託するための経費として12節に181万5,000円を計上するものであります。33、34ペー

ジをお開きください。

6款農林水産業費を説明いたします。1項1目農業委員会費、説明欄の農業委員会費及び農業者年金事務費につきましては、人件費の補正であります。

2目農業総務費につきましても人件費の補正であります。

3目農業振興費につきましては、環境保全型農業に係る支払交付金事業に関して、対象事業費の変更に伴い18節を増額するものであります。なお、当該事業は国4分の2、県4分の1の補助割合となっておりますので、財源内訳に4万5,000円を計上しております。

6目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、県が実施する農業資材価格高騰対策緊急支援事業費を受け、町内事業者の燃料等使用料低減に資する機器の購入費用を支援するため、18節補助金を増額するものであります。なお、財源は全額県支出金となります。

2項1目林業総務費の説明欄、林業総務費につきましては、林業開発促進資金に不足が生じたため、20節貸付金を1,000円増額し、説明欄のながさき森林づくり担い手対策事業費につきましては、東彼杵郡森林組合に対するながさき森林づくり担い手対策事業補助金の対象事業費の変更に伴い、18節補助金を1万円増額するものであります。35、36ページをお開きください。

7款商工費を説明いたします。1項1目商工総務費につきましては、人件費の補正となります。

3目観光費につきましては、町の魅力を発信するイベントへの出店に要する経費として、需用費を40万円、使用料を8万円増額し、観光情報を発信するための広告料として役務費を20万円増額するものであります。

5目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、6月議会において計上いたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した2事業、一般会計上は観光施設事業特別会計への繰出金となり、観光特会上は大崎温泉管理費、こちらはしおさいの湯における発券機システム導入事業、そして大崎公園改良費、こちらが大崎海水浴場におけるワーケーション推進事業となりますが、この2事業につきまして事業の見直しにより、27節繰出金を1,600万円減額するものであります。37、38

ページをお開きください。

8 款土木費を説明いたします。1 項 1 目土木総務費につきましては、人件費の補正となります。

2 項 3 目道路新設改良費につきましては、当初予算に計上しております町道上組西部線堺橋第 1 期下部工及び付帯工につきまして、建物事前調査及び積算業務委託について、調査内容の変更等により委託料に不足が生じたため増額するものです。

3 項 1 目河川管理費につきましては、普通河川馬場谷川転落防止柵改修工事に關し地元協議の結果、施工方法に変更となったため、事業費の増額を行うものです。

2 目ダム対策費につきましては、人件費の補正であります。

5 項 2 目公園管理費につきましては、昨年 8 月の豪雨により片島公園の町有地の山林法面の一部が崩落し、隣接地に土砂や倒木が流出したため、撤去を行う費用として計上しております。

3 目公共下水道費につきましては、歳出の増減はありませんが、財源内訳で 7, 0 0 0 万円の増減を行っております。これは、歳入の項目でも説明いたしますが、下水道事業基金の取崩しの解消に伴う財源更正となっております。3 9、4 0 ページをお開きください。

9 款消防費を説明いたします。1 項 2 目非常備消防費につきましては、長崎県市町村総合事務組合の消防団員安全装備品整備事業等補助金を活用し、トランシーバーの購入費として、1 0 節 9 万 1, 0 0 0 円を増額しております。また、消防団の機械整備委託料について、消防団の意向を把握の上、実情に見合う拡充を図る見直しを行ったので、その分の 1 2 節委託料を増額するものであります。4 1、4 2 ページをお開きください。

1 0 款教育費について説明いたします。1 項 2 目事務局費につきましては人件費の補正となります。

3 目公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費につきましては、本年 4 月から開設しました小中学校のホームページに関して、保守業務に要する経費を増額するものです。

2 項 1 目学校管理費の説明欄の、川棚小学校管理費、石木小学校管理費、小串小学校管理費につきましては、電気料金の値上げに伴う 1 0 節需用費の

増額となります。

同目説明欄の小串小学校施設改良費につきましては、鳩の侵入被害を防止するため、校舎東側防鳥ネット設置工事の実施に伴う14節の増額となります。

3項1目学校管理費の説明欄の川棚中学校管理費につきましては、電気料金の値上げに伴う10節需用費の増額となります。

同目説明欄の川棚中学校施設改良費につきましては、学校施設環境改善交付金464万4,000円、そして町債1,270万円を活用し、美術室や家庭科被服室など特別教室に空調を設置するための工事監理業務委託として90万円、工事請負費として1,770万円を増額するものであります。

4項1目社会教育総務費の説明欄の社会教育総務費につきましては、人件費の補正となります。

次の文化財保護費につきましては、片島魚雷発射試験場跡の文化財登録に向け、建造物の立体測量調査業務の委託料に不足が生じたため40万円を増額し、郷土資料館の収蔵資料の管理、撮影機器材の購入費として17節備品購入費を15万円増額するものであります。次のページをお開きください。

同目説明欄の町自主文化事業費につきましては、8月21日に上映予定でありました映画「祈り」の新型コロナウイルス感染拡大による上映延期に伴い、ミニトークショー出演予定者の移動経費の費用弁償金相当分として委託料を11万1,000円増額するとともに、ポスターの再作成に要する費用として需用費を7万7,000円増額するものであります。

2目公民館費につきましては、電気料金の値上げに伴い需用費を増額するものであります。

6項1目管理費の説明欄の管理費につきましては、人件費の補正となります。次の運営費については、電気料金の値上げに伴う需用費の増額となります。45、46ページをお開きください。

11款災害復旧費を説明いたします。2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、普通河川岩屋川（1）災害復旧工事の実施に伴い、NTT柱が支障となるため移転を行うための費用を計上するものです。47、48ページをお開きください。

14款予備費について説明いたします。1項1目予備費につきましては、

歳入・歳出の見合いにより増額補正するものであります。以上が歳出であります。次のページにつきましては、給与明細をお付けしておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、7、8ページをお開きください。

10款地方交付税について説明いたします。1項1目地方交付税につきましては、額の確定に伴い増額するものです。9、10ページをお願いいたします。

14款国庫支出金について説明いたします。1項1目民生費国庫負担金につきましては、介護保険低所得者保険料軽減負担金の前年度精算に伴い追加交付されるものです。

次の2目衛生費国庫負担金から2項5目総務費国庫補助金までは、歳出事業の増減に合わせて補正するものであります。11、12ページをお開きください。

15款県支出金を説明いたします。1項2目民生費県負担金につきましては、先ほどの国庫支出金と同様、前年度精算に伴い追加交付されるものです。

2項県補助金につきましては、歳出事業の増減に合わせて補正するものであります。13、14ページをお開きください。

16款財産収入を説明いたします。1項2目利子及び配当金につきましては、新型コロナウイルス感染症等対策基金の利子として増額補正するものであります。15、16ページをお開きください。

18款繰入金を説明いたします。1項特別会計繰入金につきましては、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の補正に伴い、繰入金を増額するものであります。

2項基金繰入金につきましては、今後の予算の執行状況を見込み、基金の繰入金を減額するもので、下水道事業基金及び減債基金からの繰入金、これをそれぞれ減額するものであります。17、18ページをお開きください。

19款繰越金について説明いたします。1項1目繰越金につきましては、令和3年度の決算確定に伴い生じた純繰越金の追加であります。19、20ページをお開きください。

20 款諸収入について説明いたします。4 項 4 目過年度収入につきましては、教育・保育給付費に係る国・県負担金の精算交付金が主なものであります。

5 目雑入については、歳出の際に説明いたしました消防団のトランシーバー購入に伴う増額であります。21、22 ページをお開きください。

21 款町債について説明いたします。1 項 4 目臨時財政対策債につきましては、額の確定に伴う増額であります。

5 目教育債につきましては、歳出時に説明いたしました川棚中学校特別教室空調設置工事に伴う起債であります。以上で歳入の説明を終わります。続きまして 3 ページをお開きください。

第 2 表地方債の補正であります。この地方債補正の表につきましては、先ほど歳入で説明いたしました 21 款町債に対応するものでありまして、変更欄の補正前の限度額と補正後及び追加欄の限度額との差額及び追加欄の限度額が 24 ページの町債の補正と一致するものであり、限度額の合計を 4 億 3 48 万 9,000 円とするものであります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。田口議員。

8 番 田 口 33 ページ、34 ページの林業関係ですが、林業総務費の貸付金の増額が 1,000 円っていうのが非常に金額が小さいので、事情がよくわからないのですけども、どのようなことなのかということをお聞きします。併せて、この下にあります担い手対策事業費についても 1 万円の増額というのも、あんまり金額が大きくないので、内容をお聞きしたいと思えます。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。質問にお答えをいたします。34 ページの林業総務費の貸付金についてでありますけども、この事業につきましては林業公社のほうに対して、事業をすることにあたりまして各町から貸付けをするようになっております。それで、当初の貸付予定額が 9 万 3,000 円であったものを、今回確定した額が 9 万 4,000 円ということになりまして、1,000 円の貸し付けという形になっております。その 1,000 円が増えたということです。

あと、ながさき森林づくり担い手対策事業の1万円につきましては、森林組合の方に事業的にお願いをしておりますものですが、当初保険料等については、まだちょっと未定でしたけども、今回保険料について精査したところ、1万円増が生じたということで、これは森林組合の作業員に係る保険料についての増ということでございます。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 番 福田 25ページの2款総務費、3項の戸籍住民基本台帳費の2目新型コロナウイルス感染症対策事業で、以前説明を受けていたマイナンバーカードの利用促進にあたっては、プレミアム商品券を活用した事業でということだったんですが、今度LINEアプリからというふうな変更になりますが、その具体的な内容をもう少し詳しく説明をお願いします。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。お答えいたします。当初プレミアム商品券を役場に来てもらって、マイナンバーカードで何かしらのアプリで読み込んで電子認証ができた場合に、そこで配るという事業を考えておったんですけども、それだけだとマイナンバーカードの利便性という部分がなかなか理解してもらえないだろうということで、今回LINEアプリを使って、LINE上からこの申請ができるというシステムを考えております。

LINE上から通常電子申請ということで、マイナンバーカードを利用して4桁の暗証番号を入れることにより本人確認をし、その中で商品券の、プリペイドカードを考えておりますが、商品券の申請をすると。そうすると町の方に申請状況が来まして、それを確認して本人さんに送ると、こういったことをすることによって役場まで出てくる必要がない、電子申請にマイナンバーカードが利用できるということが少し理解してもらえるのかなということがありますので、これをするによって川棚町のLINEの今友達登録が500程度ということで、まだ少ない状況ですので、波佐見町がこの10倍程度ありますので、これを友達登録をしてもらって申請をしてもらうことによって、町からのお知らせも今後いろいろできるんじゃないかと。

さらに、今回の分は町村会で行っている実証実験の方を利用してしますので、この中で使い勝手がよかった場合とか、そういうことを考えると将来的にはうちの課としては住民票の自宅からの電子申請に利用したり、ほかにも

いろいろアンケート機能とかいろいろありますので、そういったことに利用できるんじゃないかということで、まずはこの部分をして使い勝手を見て、今後LINEアプリ上でのですね、スマホ市役所、スマホ役場的なことに利用できないかということで、今回マイナンバーカードを持っていらっしゃる方にLINEアプリからの申請を促したいということで考えております。以上です。

議 _____ **長** 福田議員。

1 番 福 田 確認ですが、実際に使うんじゃないかと、友達申請で町の方からポイントとして支給というんですか、個人がもらえるようになるということなんでしょうか。以前、2,000円分というふうなことだったんですが、プレミアム商品券ですね、それがそうなのかということと、今回補正額はゼロなんですよね。全く同額でそういうふうなことになったというのは、ちょっと何かあんまり偶然すぎるのかなと思うんですが、県の方のあれで、町の中でアプリの中のシステム改修とか、そういったのはいらなかったんですか。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。お答えいたします。まず、LINE上で申請をしていただくと、その申請をされた方に、今のところ2,000円相当のプリペイドカードを送付したいというふうに考えております。今回2,000円相当のプリペイドカード、例えばQUOカードとか、そういった図書カードとか、希望される部分を送付したいと思っておりますが、金額的に変わらなかった部分については、これは元々新型コロナ感染症対策の事業費ということで、もともと予算がありますので増やすことがちょっとできないと考えております。その中で商工会のほうへ委託していた部分とか、あるいはプレミアム商品券の印刷代、これがなくなるといふ部分がありますけれども、逆に送料、郵送料ですね、ここがかかりますので、そこが大体同じくらいになるだろうということで金額的に変わらない部分と、アプリについては開発費というのは必要なく、利用料がいるんですけれども、3か月間は先ほどの実証実験ということで必要ありませんので、基本的には11月、12月、1月の3か月間無料で利用させていただいて、その後2月、3月については、その後のアンケート調査とか、そういったこともちょっとしてみたいなという

ふうに考えていますので、その2か月間だけ利用料を月額として支払いがあるというふうに考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

2 番 小 谷 はい。ちょっと2点、まとめてお聞きします。30ページの地域支え合い事業の説明の中で、地域見守りの登録に関するところでちょっと説明があったと思うんですけども、もう1回そこのほうをもうちょっと詳しく説明をいただきたいのと、あともう1点、40ページの消防費の非常備消防費、この中でランシーバーの購入ということでは言われましたけど、現状あるものと違うものを入れるものなのか、それとも補充なのかですね。この9万1,000円、今回の増額分が丸々なのか、そこら辺の説明をちょっとお願いいたします。

議 長 長寿支援課長。

長寿支援課長 はい。地域見守りネットワーク事業についてご説明をいたします。まず、この川棚町地域見守りネットワーク事業というのは、ご存じかと思えますけども、高齢者や障害者等の援助を要する方、これらの方を調査をし、それから登録をまいります。その調査、それから登録の事務を行っていただく方をですね、会計年度任用職員の方を1人雇って、その事業をしていただいておりますので、その分の方の当初の予算の計上から、今同じ方がされているんですけども、その方の人件費の関係を今回補正をしたというところがございます。以上です。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 非常非消防費の中の事業費、ランシーバー購入費9万1,000円についてのご質問でございますけれども、ちょっと今手元に資料がございませんが、現状機の追加ではなかったかと思えますが、ちょっと定かではありませんので、恐れ入りますが後ほどご回答ということでお許しいただけないでしょうか。

議 長 ほかに質疑はありませんか。堀池議員。

5 番 堀 池 はい。34ページになります。6款農林水産業費、6目の新型コロナウイルス感染症対策事業費と、これは先ほど説明があったんですけども、全額県支出で211万、これは農業経営体経営持続支援事業費、内訳としては農業資材等の高騰対策という話だったと思います。それが燃料ほか

いろいろ説明あったんですが、もう少し詳しく、どういう対策を打っていくのかということで詳しくお願いしたいと思います。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。質問にお答えをいたします。この農業資材価格高騰対策緊急支援事業につきましては、県の2分の1の補助で実施されるものであります。今回この補助につきましては、内容につきましては、省エネ計画を策定した農業協同組合、農業法人、農業者が組織する団体が対象となっております。その中で対象機材としましては、ヒートポンプ、あと二重カーテン等の多層被覆資材等々、それとあと省エネ型のLED電球等が対象となっております。今申請がされているのは1件の申請であります。実際この事業につきましては、県から町に一度お金が入りまして、それをその関係者に支払うということになりますので、今回町の補正ということでこの211万円を計上しているところであります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

1 1 番 炭谷 11番、炭谷です。37ページのダム対策費の中で、先ほどの説明の中では、人件費っていうのが言われたと思うんですが、そこでマイナスの90万というのは、人件費でマイナスを組むということは、果たして予算がどうだったのか。例えば人事的に異動があつて、その人件費に影響したものなのか、予算を減らしていくというのはまあいいことであるかと思えますけれども、そこら辺の内容が、ちょっとあまりにしても人件費にしては90万というのがちょっとどうかなというふうに思いますので、説明をお願いしたいと思います。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。人件費に関しまして所管しておりますのでお答えいたします。ダム対策費の職員手当の93万2,000円の減でありますけれども、これは主には今回人事異動で職員代わりまして、扶養手当のありなし、これと住居手当のありなし、これが大きく影響しております。何がどう減ったということになりますと個人情報になりますので詳しくは申し上げられないのですが、大きくは扶養手当、ある人が去って、ない人が来た、そういうことが大きな影響であります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。山口議員。

6 番 山 口 42ページなのですが、ここで非常に気になるのが、小中学校の管理費ですね、説明の中でこれが790万の増なんです。これが説明では電気料金の値上がりに伴うものという説明があったわけですが、これがこれだけのいわゆる値上がりになってくれば、節電ということが求められていくのかどうか。そして学校に対して節電ということになれば教育環境の悪化につながりかねないと。まあそういった点でこういうふうな形が半期で790万ですから、単純計算すれば年間で1,600万という補正になってくるわけです。特に各学校とも空調が入ってますので、そういったところで節電を求められて、空調その他少し遠慮しなさいとか、そういうことになってくれば、子どもたちのいわゆる健全な学習環境が若干悪化される可能性がある。そういった点について節電を求めていくのかどうか、従来どおり自由に使っていいですよと、教育環境を保障するためにそういうふうな施策をしていくのかどうか、その点をお尋ねしたい。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい。お答えいたします。小中学校の空調機につきまして、令和元年から運用を開始しまして、その際には空調設備の運用ガイドラインというものを作成して、各学校のほうにもその運用については、いろんなことをお願いをさせていただいております。そこで、やはり各学校校舎内でもその場所によって温度環境などは日当たりなどのこともありまして、学校1校ごとに見てもですね、場所場所でやっぱり温度環境、学習環境が変わっていきますので、そうした環境に合わせた形で適切にエアコンの利用をお願いしますということをお願いはしております。それから、あとエアコンの利用にあたってのお願いということで、効率的な利用ができるように、まず空調機のフィルターの清掃、こういったものとか、稼働時の分散稼働ということで、稼働を開始するときには少しずつエリアをわけながらですね、時間差によって稼働をすることで一斉に稼働をする場合と比べると電力の使用量のデマンド値というものが変わってきますので、こうしたお願いなどはしております。そこで、あとは節電の取組としましては、エアコンの稼働と一緒に扇風機を回して室内の循環をより良くしていただくなど、こういった工夫はお願いをしております。温度設定につきましては、もうそれぞれの場所で異なっていくしますので、児童・生徒の体調の状況を見ながら、温度設定に

も気配りをしてお願いしますというような内容でお願いはしているところでございます。あと照明など細かな点で不要な場合は消していただくなど、こういったお願い。あと、エアコンの利用がやはり急激に伸びておりますのは、やはり今教室、室内で換気をしながらの空調利用ということで、こういったことも電力量の使用量に大きく跳ね上がっております。これはもう一定仕方ないことでありますので、そうした室内換気にはやはり気を配っていただきながら利用をするようお願いしているところでございます。以上でございます。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 子どもたちにね、節電の意識を持たせるのはいいんですが、あれもこれもところ細かい指示が出てくれば出てくるほどですね、学校現場では恐らくそれならもう使うのやめとこうという、その気持ちになるんじゃないかと、そこを心配しているわけなんです、だから、やっぱり子どもにかかるお金ですから、その点については次の時代の川棚町を担っていく子どもたちであるということを考えればある程度ですね、やはり子どもたちの健康とかそういうことを考えながら、やはり教育環境の充実というのは十分していく必要があるんじゃないかと、そういう思いで聞いているわけです。ですから、エアコンを入れるのを、何ですか時間差でこう順番に入れていくとかね、そうすれば先生方が面倒になって入れなくなっちゃうと、だからそういうことにつながらないようにやっていただきたいということなんですけど、私は。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 おっしゃるようにエアコンの利用については、大きな制限をかけて利用をしていただくというようなことを考えているわけではなく、やはり児童・生徒の様子を見ながら適切に利用をしていただきたいというようなことで各校長先生の方にはお願いをしております。各教室でエアコンをかける場合は、空調機のコントローラーについては各階で一斉に集中で配置しておりますので、2階なら2階の分をまとめて置いているとかしていますので、まあ先ほどの分散稼働については各階でちょっと工夫をしてお願いをしていければということで、そういったことでの節電対策という部分ではお願いはしております。まあそういった負担にならないような方法については各

学校と協議をしながら、また適正な運用ができるようにまた各学校と話し合いながらその利用について努めていきたいと考えます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

9 番 高 以 良 42 ページで、今のエアコンに関連した質問なんですけども、特別教室のエアコンの設置ということで予定があるようですが、まず特別教室に全部付いてしまうことになるのかというのが1点と、それから、私は1回川棚中学校の会議に出席したことがあって、その日はちょっと暑くてエアコンを入れてもらったことがあったんですが、確か理科室だったと思うんですけど、エアコンが動くとき騒音がひどくて、例えば校長先生が何か言われていても、何て言っておられるのかなと聞きにくいときがあったりするんですよ。で、エアコンが止まると普通の状態で聞いたりできるんですが、その騒音がひどかったりする部分のエアコンの取替えとかということについては今回の予定の中には入っていないのか、お尋ねしたいと思います。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい。お答えいたします。特別教室の今回5教室でございますけれども、中学校のほうのエアコンを設置するように計画をして、実際国の補助金の採択を受けましたので、設置工事を進めたいと考えております。そこで、特別教室に全部入ることになるかというようなご質問でございましたけれども、例えば家庭科教室でも調理を行うような教室、利用頻度の問題とかですね、あと火を使う、調理をするような場合には、やはり効率的な状況とはならないので、また設置する場合は冷房能力、エアコンの空調能力が大きなものを取り入れるというような必要性の問題などもありまして、今回やはり特別教室の中でも利用頻度が比較的高い、あるいは技能教科を進めるにあたって特別教室がないと困るというような教室を選び出して学校と協議をして設置をすることとしております。そこで、全部の教室ということではございません。それから、理科室の空調機の騒音のお話ですが、当初設置工事が終わって確認に行ったときにですね、やはり空調機を稼働させますと、一定温度まで空調の温度設定になるまでの間はですね、かなりやはり大きな音がですね、教室内で空調機の噴き出しの関係で音がしておることは承知しております。これは、やはり教室の空間を設定温度まで調整しようとする空調機の状況になりますので、ちょっともう致し方ないのかなというふうに考

えております。そこは設置した当初からちょっと懸念するようなところもあって思っておりましたけども、設定温度に達した場合にはある程度またその空調の噴き出しの音とかですね、稼働する音が少し落ち着く場合もありますけども、強風でかけてしまうとどうしても音が大きく出るというような状況でありますので、その部分は少しまた授業の中でですね、授業中にちょっと温度設定を調整していただくなどしていただきたいということで学校のほうにもご協力を願わなければいけないかなと思っております。現在のところは、その空調の取替えということは考えておりません。以上です。

議 _____ **長** 高以良議員。

9 番高以良 騒音の件ですけども、作動しているときにやっぱり騒音がひどいということになると子どもたちが先生の話をも十分理解できるのかどうか、そこら辺も問題があるんじゃないかなというふうに思いますので、まあ何らかの方法を取ってもらうように今後考えていただければというふうに思います。以上です。

議 _____ **長** 教育次長。

教育次長 はい。中学校のほうともですね、その点については先生方からのご意見もですね、お伺いしながら授業の進め方とか、こういったもので工夫ができるのかどうかですね、特別教室の空調機のコントローラーは教室内にありますので、まあ風の風量関係は室内でも調整できますので、そういったところで対応できないかどうかですね、こういった点も含めてまたご意見を伺ってみたいと思います。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

1 1 番炭谷 4 5 ページのですね、災害復旧の件で2項の公共土木施設災害というのが、災害復旧工事岩屋川と言われましたが、上流部じゃなくて令和3年の8月14日の災害復旧の件ですかね。工事は完了しているんですかね、暫定じゃないんですか。

議 _____ **長** 建設課長。

建設課長 はい。炭谷議員のほうから今質問がありました件なんですけど、まず災害につきましては、昨年の8月の災害でございます。工事につきましては、今から工事に着手するところでございます。内容につきましては説明がありましたように、N T T 柱が河川敷地の中にあっております、そ

れを町道敷地の方に移設する、そのための費用を今回計上させていただいております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 番 福 田 39、40ページの9款消防費の件ですけれど、今回の委託料の増額というのは、背景にあるのは今年4月から消防団員の出動報酬等の直接団員への振込みによる消防団分団の運営に支障が出るのではないかとということでの委託料としての増額だと思うんです。これは私たち議会の総務委員会等でも団員の方からご意見等も聞きながら調査したわけですが、取りあえずはこの1年やってみて、それで運営がどれくらい苦しいのか、そういうのを見てからの増額といいますか、対応をされてもいいんじゃないかなと思うんです。というのが、分団の後援会などでもそういう運営状況を見ながら次年度の分団への助成金等も検討していくというところもあったかと思っております。で、今回増額にあたっての委託料算定内訳という資料をいただいております。で、その1台にかかる整備委託料として計算されているわけですが、まずですね、この算定表にある団員数が218人となっていますが、成果報告書によると251人となっているんですよ。この大きな差は何だったのか。で、整備にあたっての人数による算出方法も大事ですけど、各分団の保有する消防車の台数も考慮すべきじゃないかなと思っております。そこら辺をもう一度検討してはどうかと思っておりますが、委託料の増額にあたっての担当課の考えをもう一度お聞きします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。お答えをいたします。今回消防団、これは正副団長及び各分団長含めまして、いろんなご意見をいただいたところであります。その中で、やはり整備委託料、これが実情と異なる、もっと多くの人数を要しているという実情の部隊がありまして、それを基に見直しをかけたものであります。それで、ご提供いたしました団員数ですね、これは218名としておりまして、実員と異なる部分がありますが、それについてはちょっと今答えを持ち合わせておりませんので後回しにしたいんですが、今回出しておりますように各分団に配置しております車両の台数、そして人員というものを勘案しまして、団員数はあくまで目安でありますので、今回の算定には入っておりませんので、その質問についてはちょっと説明は割愛させていただき

たいと思います。まずこの台数はそれぞれ例えば第2分団であれば石木、川原、木場支隊、1台ずつあります。これについておおむね10人ずつ程度がかかるということで、合計でまとめて30人を要していると、そういう算定をしております。で、これはあくまで標準人数という目安でありますので、これを実際の作業にあたった団員を出動手当でもってカウントするとなるとまた個人払いとなってしまいますので、こういう兼ね合いで各分団にはご了承いただいたというものであります。ですから、あくまで整備の標準的な労務に対しての委託料ということで分団にお渡しすると、そういうことで正副団長、分団長に納得をいただいたと、そういうふうにご理解をお願いしたいと思います。そして、変更の時期でありますけれども、1年を待ってみてはどうだったかという、これも確かに分団によっては、今の残高があるところ、ないところ、いろいろありました。そういったものを勘案しまして、ないところは非常に厳しい状況だと聞いております。ですから、今回このタイミングで見直しをさせていただいたと、そういうことでご理解をいただきたいと思います。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。初手議員。

4 番 初 手 はい。今福田議員の質問に関連してお尋ねしたいと思うんですけども、整備手当の分でカバーをされてきたという経過があります。ただ、今後ですね、やはり分団の運営費、活動費っていうのは非常に財源が直接払いになって厳しくなるんだということは想定されるんですけども、今後ほかの類似のまちの消防団のですね、動き、対応等を継続して研究しながらいろんな対応策を考えていくというふうな姿勢はお持ちになっているんだろうと思うんですけども、その辺の考え方についてお答えいただければと思います。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。ご指摘のとおりこの消防団の報酬等に関しましては、令和4年度から全国一斉に始まったことであります。ですから、県内全ての市町村、これは非常に悩みの種となっております。要は消防団の団員数の減少が続く中、にも関わらず消防団の役割っていうのはますます大きくなっています。そういった中、消防団として自主的な運営活動がやりやすくするにはどうしたらいいかということで、今いろいろ他の市町村とも情報交換いた

だきますけれども、まだ抜本的な見直し等どう手立てするというのですね、あまり情報として入ってきてない状況です。ですから、今後も他の市町村の情報というのは収集に努めまして、必要であれば適正な見直しを進めたいと思っています。そこで一つあったのが、今回委託料の拡充という措置をしましたのが、例えば佐世保市では補助金という制度があります。これは聞きましたところ、もう補助制度でありますから、予算、決算、収支報告、実績報告、そういったものが非常に各分団の負担になっていると、そういう声も聞きます。それと今現在も各分団会計の担当という方が団員がいらっしやって出納を付けてらっしゃるんですけれども、これもなかなか非常に大変な作業だそうです。ですから、こういう委託料の拡充ということがですね、消防団の事務的手間暇も軽く済むという、そういうこと了解をいただいておりますので、その点をご理解をいただければと思います。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。企画財政課長。

企画財政課長 すみません。私が説明させていただきまして21ページ、22ページにつきまして、町債の臨時財政対策債につきまして、私、増額ということで説明いたしましたが、正しくは減額、この資料に記載のとおり6,051万1,000円の減額ということになっておりますので、お詫びして訂正いたします。

議 _____ **長** はい。よろしいですね。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第37号「令和4年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第37号「令和4年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

（11：23）

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

（11：23）

（…休 憩…）

（11：40）

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 ここで、先ほどの小谷議員の質問に対する答弁について、総務課長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。総務課長。

総務課長 はい。それでは小谷議員のご質問、即答できませんで大変申し訳ございませんでした。非常備消防費、10節需用費9万1,000円の計上、このトランシーバーが現状機の追加か新規かと、そういうご質問でございましたけれども、現状機の追加6台分で合計9万1,000円という予算を計上したものであります。

そして、あと福田議員のご質問の中で、提供しておりました資料、消防施設等整備委託料算定内訳、この中の団員数、これが違うのではないかとというご質問だったんですけども、このお示しした218名という団員数につきましては、整備に従事をしない正副団長3名、そして補助団員10名、女性消防団員6名、これらの人を除外した数字ということでここに示しているということでもあります。以上です。

議 長 はい。小谷議員。

2番 小谷 はい。トランシーバー追加で6台ということですけども、こ

の配置はどのような配置で考えられておられるのでしょうか。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。これはトランシーバーにつきましては、大体1支隊あたり2台でもう既に配置をしている分であります。それが随時老朽化した分について追加して購入して取り替えるということで、それが6台、具体的に言いますと取替えですね。老朽化した分を取り替える。現状機の6台追加購入して取り替えるという、そういうものであります。基本的には各支隊トランシーバー1対ですね、2個原則として配備をしているというそういう状況であります。以上です。

議 長 小谷議員

2番小谷 はい。すみません。各分団に1台ずつ置いてある分じゃなくて、何て言うんですかね、メインの全体つながっているやつじゃなくて、各分団に置いてある2台ずつ置いてある分の取替えということですか。

議 長 総務課長。

総務課長 小谷議員おっしゃるとおりですね、移動型の要は無線というものではありませんで、全くのトランシーバーですね。各分団支隊に2台ずつ配備しているその取替えであります。以上です。

議 長 よろしいですか。はい。

日程第6 議案第38号

議 長 次に、日程第6、議案第38号「令和4年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第38号「令和4年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」について提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,792万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億792万1,000円にしようとするものであります。

歳入においては、令和3年度決算確定に伴う前年度繰越金の増額であります。また、歳出においては、総務費の増額を行うものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書を用いましてご説明をいたします。歳出から説明をいたしますので、10ページ、11ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費は、国保制度の改正に伴いまして、長崎県及び国保連合会と各市町が連携をしておりますシステムのメンテナンス業務に要する費用が発生をしたこと及び医療保険者向けサーバーの運営負担金額の見直しにより、当初予算額では予算不足が生じたので、増額補正するものであります。次のページをお開きください。

9款予備費、1項1目予備費につきましては、歳出の見合いにより調整するものであります。次に歳入を説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金につきましては、歳出の方で説明いたしました一般管理費のうち、システムメンテナンス費用に係る特別交付金であります。次のページをお開きください。

7款繰越金、1項1目その他繰越金につきましては、前年度繰越額の確定により増額補正であります。以上で説明を終わります。

議 **長** これから、質疑を行います。

「な し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第38号「令和4年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第38号「令和4年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:47)

日程第7 議案第39号

議 長 次に、日程第7、議案第39号「令和4年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第39号「令和4年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,475万9,000円にしようとするものです。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書を用いてご説明をいたします。歳出から説明をいたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への納付金の増額補正であります。令和3年度の出納閉鎖

期間中に納付されました保険料相当額を広域連合に追加納付するものであります。次のページをお開きください。

3款諸支出金、2項1目他会計繰出金につきましては、令和3年度事業費の精算に伴いまして事務費等の余剰分を一般会計へ返還するものであります。次に歳入を説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

5款繰越金、1項1目繰越金は、前年度繰越額の確定によります増額補正であります。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第39号「令和4年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第39号「令和4年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 5 0)

日程第 8 議案第 40 号

議 長 次に、日程第 8、議案第 40 号「令和 4 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 40 号「令和 4 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,630 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 6,630 万 5,000 円にしようとするものです。併せて、第 9 期介護保険事業計画書策定に伴う債務負担行為の補正を追加するものであります。

なお、補正の詳細につきましては、長寿支援課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 長寿支援課長。

長寿支援課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書で説明いたします。歳出から説明いたしますので、17 ページ、18 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項 3 目認定事業費につきましては、介護保険の認定調査員を 1 名増員したく、人件費の増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

4 款地域支援事業等費、1 項 1 目介護予防・日常生活支援総合事業費及び 2 目包括的支援事業・任意事業費につきましては、会計年度任用職員が執務する各種事業において、目間の整理・調整を行ったものであります。

なお、会計年度任用職員を増員するものではなく、一部事業における執務時間の増による増額補正となっております。次のページをお願いいたします。

6 款諸支出金、1 項 2 目償還金につきましては、令和 3 年度の精算に伴う国、県及び社会保険診療報酬支払基金への精算返納金であります。

同じく 2 項 1 目一般会計繰出金につきましては、令和 3 年度の介護保険給付費、地域支援事業費及び事務費等の精算に伴う一般会計へ繰戻しをするも

のであります。次のページをお願いいたします。

7 款予備費、1 項 1 目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより、増額補正をするものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。7 ページ、8 ページをお開きください。

3 款国庫支出金、2 項 2 目地域支援事業交付金につきましては、過年度分として介護予防・日常生活支援総合事業交付金及び包括的支援事業・任意事業交付金の3年度精算に伴う追加交付による増額補正であります。次のページをお願いいたします。

4 款支払基金交付金、1 項 2 目地域支援事業支援交付金につきましては、過年度分として3年度清算に伴う追加交付による増額補正であります。次のページをお願いいたします。

5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金につきましては、過年度分として3年度精算に伴う追加交付による増額補正であります。

同じく2目1項地域支援事業交付金につきましても、過年度分として介護予防・日常生活支援総合事業交付金及び包括的支援事業・任意事業交付金の3年度精算に伴う追加交付による増額補正であります。次のページをお願いいたします。

8 款繰入金、1 項 3 目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、過年度分として3年度精算に伴う繰入金の増額補正であります。

同じく4目その他一般会計繰入金につきましては、事務費等分の3年度精算に伴う繰入金の増額補正となります。次のページをお願いいたします。15 ページ、16 ページになります。

9 款 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度繰越額の確定による増額補正であります。

なお、この繰越金には歳出6款諸支出金で説明いたしました国、県等への償還金分も含まれております。次に、3 ページの第2表債務負担行為補正をお開きください。

この債務負担行為補正につきましては、介護保険法に基づく第9期川棚町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画書を令和5年度に策定する必要がありますが、前期計画書の作成までは、日常生活ニーズ調査と計画書策定業務

と介護給付適正化評価分析業務の、これら3業務をそれぞれの委託契約において実施をしておりました。こういった中、事務の効率化やコストの削減を図るなどの面からも、第9期の計画書の策定においては、これら3業務を一体的に実施することとし、委託契約を計画書策定業務として一本化し、本年度中に契約の締結まで進めたく、5年度予算計上分の計画書策定業務分を債務負担行為補正をするものであります。

なお、一本化以前の住民ニーズ調査分析業務及び介護給付適正化評価分析業務、これらの2業務につきましては、本年度の当初予算において計上済みであります。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第40号「令和4年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第40号「令和4年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決

されました。

(1 1 : 5 9)

日程第 9 議案第 4 1 号

議 長 次に、日程第 9、議案第 4 1 号「令和 4 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 2 回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 4 1 号「令和 4 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 2 回）」について提案理由を説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 6 0 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 5 0 万円にしようとするものです。

なお、補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係るものでありますが、先の 6 月定例会において議会から指摘がありました観光施設事業関連の補正であります。

補正予算の詳細につきましては、産業振興課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。補正の内容につきまして、ご説明いたします。今回の補正につきましては、先の 6 月定例会において議会から指摘をいただいた事業に係るもので、6 月定例会以降、事業の精査を行ったものであります。それでは、歳入からご説明いたしますので、6 ページ、7 ページをお開きください。

1 款 1 項繰入金、1 目一般会計繰入金 1, 6 0 0 万円の減額につきましては、このあとに説明いたします歳出について、一般会計からの繰入金を減額するものであります。歳出を説明いたしますので、8 ページ、9 ページをお開きください。

1 款 1 項観光施設事業費、1 目管理費、説明欄の大崎温泉管理費 4 0 0 万円の減額につきましては、1 7 節備品購入費であります。今日においても収束が見えない新型コロナウイルス感染症であります。W i t h コロナ禍で

新しい旅行スタイル観光整備推進事業として、しおさいの湯に入館時の発券機システムを導入する計画としておりました。このシステムの導入によりまして、既存のパソコンと連動し、利用状況等の集約が可能となり、職員の人員費の軽減にもつながることを目的といたしておりましたが、先の6月の定例会本会議の折に議会から導入についてのご指摘をいただいております。また、現時点において観光協会が独自に試験的に中古の券売機を無償で借り受けていることを考慮し、再検討の結果、今回は導入について見送ることとした減額をいたしております。

続きまして、2目改良費の説明欄の大崎公園改良費を1,200万円を減額するものであります。Withコロナ禍で大崎海水浴場のワーケーション推進事業としてオフシーズンの大崎海水浴場の栈敷をワーケーションスペースとして活用することを目的といたしまして、現在大崎海水浴場に設置しているフリーWi-Fiをワーケーション対応可能となる高規格な設備への更新、併せてワーケーションスペースとして栈敷改修を行うことといたしておりました。先の6月の定例議会に補正として提出しておりましたが、本件につきましても、定例会の中で議会から見直しのご指摘があったものであります。当ワーケーション事業につきましては、6月定例会以降に令和4年度の長崎県ワーケーション受入促進事業の対象地域として本町の大崎地区、くじゃく荘、オートキャンプ場が選定をされております。今後、県によるマッチングツアーの実施などが見込まれ、都市圏企業のワーケーションの利用や移住・定住の促進にもつながる可能性があります。そこで、大崎海水浴場の更なる活用方法として、開放的なビーチ空間を利用したワーケーションスペースとして活用を行うものであります。そこで、1,200万円の減額の内容につきましては、10節需用費50万円のまず増額であります。消耗品費でありますけども、ワーケーション時の貸出し用椅子・テーブル15セットを購入する費用であります。14節工事請負費1,250万円の減額につきましては、栈敷改修に係る建設費用を当初計上しておりましたが、海水浴シーズン前に観光協会において一部改修がなされていることを考慮いたしまして、今回現地再検討の結果、改修に係る費用1,250万円を減額するものであります。

なお、需用費で購入する貸出し用椅子・テーブルの収納倉庫といたしまし

てプレハブ倉庫1基分の設置工事費として100万円を追加をいたしておるところであります。その差し引きとして1,250万円の減額となっております。以上で説明を終わります。

議 **長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。小谷議員。

2 番 小 谷 ワークーションのスペースということで、今説明の中で県のマッチングと言われましたかね、海水浴場とオートキャンプ場って言われましたけども、オートキャンプ場も入っているんですか。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 すみません。ちょっと間違った説明をいたしたかもしれません。県のワーキングの事業につきましては、くじゃく荘とオートキャンプ場です。オートキャンプ場は入っています。

議 **長** はい、小谷議員。

2 番 小 谷 ちょっとそれに関してなんですけど、今回海水浴場の方でということ言われてましたけども、オートキャンプ場のほうとか、あっちのほうの検討というのはされてないんでしょうか。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。質問にお答えをいたします。現在のところ、オートキャンプ場につきましては、現時点ではまだ検討はいたしておりません。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第41号「令和4年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第41号「令和4年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(12:09)

日程第10 議案第42号

議 長 次に、日程第10、議案第42号「令和4年度川棚町下水道事業会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第42号「令和4年度川棚町下水道事業会計補正予算（第1回）」について提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、資本的収入において280万円を追加し、収入予算の総額を2億3,008万6,000円にしようとするものであります。

補正予算の詳細につきましては、水道課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 水道課長。

水道課長 はい。それでは説明をいたします。議案書2ページをお開きください。補正予算実施計画明細書の収入について説明をいたします。

1款1項1目建設改良企業債におきまして、当初起債事業としていなかった委託料及び移設補償において、県とのヒアリングの結果、起債事業として差し支えないとの見解であったため、企業債の額を増額するものであります。1ページには予算実施計画書、3、4ページには予定損益計算書、5、

6 ページには予定貸借対照表、7、8 ページにはキャッシュフロー計算書を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。次に議案書表紙をご覧ください。

第2条には、当初予算書の第4条に定めた資本的収入及び支出の補正を記載しており、本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,901万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金9,469万9,000円と当年度分消費税資本的収支調整額588万1,000円と当年度分損益勘定留保資金4,843万1,000円で補填するものとする。」に改めております。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第42号「令和4年度川棚町下水道事業会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第42号「令和4年度川棚町下水道事業会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されま

した。

(1 2 : 1 2)

日程第 1 1 請願第 1 号

議 長 次に、日程第 1 1、請願第 1 号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」提出についての請願」を議題といたします。これから、紹介議員の説明を求めます。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 それでは、私の方から読み上げて請願の提案をしたいと思えます。

請願第 1 号、2022 年 9 月 15 日、川棚町議会議長 村井達己 様。

請願者、住所 川棚町中組郷 1 5 6 0 - 1、氏名 東彼民主商工会 会長 川原照男、事務局長 朽原明浩、電話番号 0 9 5 6 - 8 2 - 4 7 0 4。紹介議員、炭谷猛。

件名 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」提出についての請願。

請願趣旨。

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、2023 年 10 月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、既にインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちません。

コロナ禍で時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する中で、中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声を上げています。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小企業者の存在が不可欠です。

以上の趣旨から、次のことをお願いいたします。

請願事項。

1、「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に提出してください。以上、読み上げて提案をさせていただきたいと思います。

議 長 これから、質疑を行います。堀池議員。

5 番 堀 池 はい。今回のこの実施延期を求める意見書、見させていただきましたけど、この請願趣旨の中を読んでいくと、これは実施延期を求めるためなのか、実施中止を求めるためなのかがよくわからない。特に請願趣旨の4行目からの文章、「免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちません。」ここの文章はインボイス制度を中止せよという文面に私は見えます。もし延期を求めるのであれば、インボイス制度は認めた上で、今は大変だから延期してください、そういう請願になると思います。どう見ても私は中止を求めているんじゃないかなど。確か前回の中止にもこういう同じような文面があったと思いますけど、そういうふうには私には見えないんですけども、いかがでしょうか。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 このインボイス制度につきましては、書かれておるような状況の中であるわけですが、次の項でも受けておりますが、各多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」というふうなことの中で、それぞれの立場の思いの中がこういった制度にあるということの中の状況も勘案して、やはり認めるというわけではなくって、これを今言いました「凍結」「延期」「見直し」というふうな段階的などころはあることは否めませんが、確かにこれを黙っておくと決定されてしまう。しかし、それをその状況の中であるので、延期というふうな形に今回はしているというふうに私は理解をしております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第1号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」提出についての請願」は、総務厚生委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、請願第1号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」提出についての請願」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(12:22)

議 長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。長時間でしたが、お疲れ様でした。

(12:23)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 高以良壽人

会議録署名議員 炭谷猛